

【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の人員配置基準について】

この資料は、令和6年4月現在の制度等に基づき作成したものです。今後変更の可能性があることに留意してください。

1 指定基準

・管理者1人(常勤・専従)

・サービス提供責任者1人以上(常勤・専従)

以下により算定した数のいずれか低い方の基準以上

①当該事業所のサービス提供時間(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、訪問介護(予防含む)の各サービス提供時間)の合計が概ね450時間又はその端数を増す毎に1人以上

②当該事業所の従業者の数が10人又はその端数を増す毎に1人以上

③利用者の数が40人又はその端数を増す毎に1人以上

※ 重度訪問介護のみ

ア 当該事業所の月間延べサービス提供時間(待機時間や移動時間を除く)が1,000時間又はその端数を増す毎に1人以上

イ 当該事業所の従業者の数が20人又はその端数を増す毎に1人以上

ウ 当該事業所の重度訪問介護の利用者数が10人又はその端数を増す毎に1人以上

※ 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護共通

ア 事業所ごとに常勤・専従の者を事業の規模に応じて1人以上配置する。

イ 常勤職員を基本としつつ、非常勤職員の登用を一定程度可能とする。

ウ 指定基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、原則として1人分のみの常勤換算を可能とする。

エ 指定基準上、5人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所においては、当該事業所のサービス提供責任者の3分の2以上を常勤の者とする。

オ 非常勤のサービス提供責任者の勤務時間は、当該事業所の常勤の従業者の勤務すべき時間数の2分の1に達していること。

・ヘルパー2.5人以上(常勤換算)

(注意事項)

○ 重度訪問介護、同行援護及び行動援護も共通の基準ですが、例えば1事業所で居宅介護と行動援護の両方の指定を受けようとする場合は、従業員の兼務が可能であるため、別々に人員を配置する必要はありません。

○ また、介護保険の訪問介護事業及び介護予防訪問介護事業を併せて行う場合も、従業員の兼務が可能であり、別々に人員を配置する必要はありません。

○ ただし、同行援護及び行動援護については、サービス提供責任者やヘルパーが一定の要件を満たす必要がありますので、「2 従業者の資格要件について」を参照してください。

2 従業者の資格要件について

(1) サービス提供責任者

指定事業所ごとに常勤の従業者であって、下記の資格を有し、専ら職務に従事する者のうち、事業の規模に応じて1人以上の者の配置が必要です。

サービス種類 資格要件		居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護
		介護福祉士	○	○	○注3
養成研修修了者 (各研修に相当する研修も含む)	実務者研修	○	○	○注3	○注5
	居宅介護職員初任者研修	—	○注1	○注1 注3	○注5
	介護職員初任者研修	○	○	○注3	○注5
	介護職員基礎研修	○	○	○注3	○注5
	訪問介護員(1級)	○	○	○注3	○注5
	居宅介護従業者養成研修(1級)	○	○	○注3	○注5
	行動援護従業者養成研修 強度行動障害支援者養成研修 (基礎研修及び実践研修)	—	—	—	○注5
その他		○注2	○注4		

注1 実務経験 3 年以上。

注2 上記表のいずれかの資格要件を満たしている従業者又は当該従業者を確保できないなど、特にやむを得ない事情があると認められる場合には、従業者のうち、相当の知識と経験を有する者

注3 上記表の「同行援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであり、「同行援護従事者養成研修」(一般課程及び応用課程)を修了した者

注4 国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者

注5 「行動援護従業者養成研修」又は「強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)」修了者であって、かつ、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に3年以上就労かつ540日以上従事した経験がある者とする。

ただし、令和9年3月31日までの間は、上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当する者は、知的障害児者又は精神障害者の直接支援業務に5年以上就労かつ900日以上業務に従事した経験がある者で足りるものとする。

(2) サービス提供職員(ヘルパー)

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの

(平成 18 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 538 号)

	居宅介護				重度訪問介護	同行援護	行動援護
	身体介護	家事援助	通院介助 (身体介護あり)	通院介助 (身体介護なし)			
・介護福祉士	○	○	○	○	○	○注 5	○注 6
・実務者研修修了者	○	○	○	○	○	○注 5	○注 6
・看護師及び准看護師	○	○	○	○	○	○注 5	○注 6
・居宅介護職員初任者研修修了者【旧 居宅介護従業者養成研修修了者(1・2 級)】	○	○	○	○	○	○注 5	○注 6
・介護職員初任者研修修了者【旧 訪問介護員養成研修修了者(1・2 級)】、介護職員基礎研修修了者	○	○	○	○	○	○注 5	○注 6
・障害者居宅介護従業者基礎研修修了者【旧居宅介護従業者養成研修修了者(3 級)】	○ 注 1	○ 注 2	○ 注 1	○ 注 2	○	○ 注 2・5	
・旧 訪問介護職員養成研修修了者(3 級)	○ 注 1	○ 注 2	○ 注 1	○ 注 2	○	○ 注 2・5	
・同行援護従業者養成研修一般課程修了者(※居宅介護従業者の要件を満たさない者)						○注 2	
・強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)修了者 ・行動援護従業者養成研修修了者					○		○注 6
・重度訪問介護従事者養成研修修了者	○ 注 3	○ 注 2	○ 注 3	○ 注 2	○		
・その他						○注 4	

注 1 報酬が 30%減算

注 2 報酬が 10%減算

注 3 身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者は、所要時間 3 時間未満の場合は重度訪問介護サービス費の所定単位数を算定、所要時間 3 時間以上の場合は 3 時間から計算して所要時間 30 分を増すごとに 86 単位を加算した単位数

注 4 以下のいずれかの要件を満たすもの

「同行援護従事者養成研修(一般課程)」を修了した者
居宅介護の従業者要件を満たす者であり、かつ1年以上の視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業(直接処遇に限る)に1年以上従事した経験を有する者
厚生労働大臣が定める従業者(平成18年厚生労働省告示第556号)に定める国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
令和3年3月31日において、視覚障害及び聴覚障害を有する障害者等に対して盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業に従事し、視覚障害者及び聴覚障害を有する障害者等に対して支援を行った経験を有する者 → 報酬が10%減算

注 5 1年以上の視覚障害に関する実務経験が必要(直接処遇)

注 6 以下のいずれかの要件を満たすもの

行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に1年以上従事した経験を有する者
(経過措置) 令和9年3月31日までの間は、令和3年3月31日において上記表の「行動援護」の資格要件のいずれかの要件に該当するものであって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務※に2年以上就労かつ360日以上業務に従事した経験がある者

(注意事項)

実務経験年数について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間(職員であった期間)が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいう。

1年以上 (180日以上)、3年以上 (540日以上)、5年以上 (900日以上)